

育児休業期間変更証明書

こちらを《保護者記載欄》
です。

《保護者記載欄》

1. 保 護 者 氏 名
- 山形 紅子
2. 児 童 氏 名
- 山形 花子
- 山形 太郎
3. 児 童 生 年 月 日
- 令和元年7月20日
- 令和3年1月10日
4. 住 所
- 山形市旅籠町2-3-25

申し込むお子様の氏名等をお書きください。兄弟姉妹で同時に申し込む場合は申し込むお子様全ての氏名等をお書きください。

《事業所記載欄》

5. 延長前育児休業期間
- 令和2年4月17日より
- 令和3年2月19日まで
6. 延長後育児休業期間
- 令和2年4月17日より
- 令和3年4月30日まで

令和3年1月20日

上記について証明いたします。

住 所 山形市〇×1-1-1

名 称 △△株式会社

代表者名 〇〇 ××

※ 事業所による押印は不要です。（押印を妨げるものではありません）

※ 証明内容の確認のため、山形市から勤務先に連絡させていただく場合があります。

必ず以下の項目をご記入願います。

作成担当部署名： ●●部 担当者名：〇〇 〇〇 電話番号：641-1212

※ 保護者の方が、事業所名が記載されている証明書類（電子データを含む）を無断で作成または改変を行った場合、刑法上の罪に問われる可能性があります。

育児休業期間変更証明書の提出について

山形市認可保育所等の利用申込をした方で、希望した月で入所できないなどにより、育児休業期間を延長する場合、【育児休業期間変更証明書】の提出が必要となります。

育児休業期間の確認のために必要な書類となりますので、就労証明書に記載されている育児休業期間を変更する場合は、就労先より証明のうえ必ずご提出ください。

○提出書類

【育児休業期間変更証明書】

○提出期限

就労証明書に記載されている育児休業期間が終了する月の末日まで
(末日が土日、祝の場合はその直前の平日が提出期限)

○提出先

山形市役所こども未来部保育育成課（郵送または窓口提出）

※期限までに提出がない場合、利用調整における育児休業復帰としての取扱いができなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

山形市こども未来部 保育育成課
こども第一係・第二係・第三係
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL023-641-1212（内 572・536・545）